第11次笠間市交通安全計画の概要

第11次笠間市交通安全計画を策定しました

交通安全計画は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法に基づき、 策定するものです。

警察を始め交通安全協会,交通安全母の会等の関係機関・団体の代表による交通安全対策協議会に おいて検討をし、この度、内容がまとまりました。

今後、令和7年度までに次のとおり、目標を掲げ交通安全対策を講じていきます。

- 1. 策定根拠 交通安全対策基本法第26条第1項に基づき. 笠間市交通安全対策協議会(会長:笠間市長) が策定する。
- 2. 策定方針 県の第11次交通安全計画に基づき、本市の交通安全状況等を踏まえ策定する。
- 3. 期 令和3年度~令和7年度(5年間)

針 基 本方

- ◆人命尊重の理念に基づく交通安全意識の普及
- ◆人優先を基本とした安全な道路交通社会の実現
 - 1. 人に係る安全対策・・・・・・・小中学生の自転車利用の技能と知識習得 高齢者までの段階にあわせた交通安全教育
 - 2. 交通機関に係る安全対策…事業所の安全運転管理
 - 3. 交通環境に係る安全対策・・・人優先の交通環境の整備

- ◆年間の交通事故死者数を令和7年度までに「O」を目指します
- ◆年間の交通事故発生件数を令和7年度までに「200件以下 Iを目指します

今後の道路交通安全を考える視点(計画の基本的な考え方)

視点1

歩行者及び自転車の 安全確保と遵法意識 の向上

- ○人優先の考えの下,歩行 者の安全確保を図る対策を 推進する
- ○自転車の全年齢層へル メット着用を推奨する
- ○自転車の点検整備と損害 賠償責任保険等への加入促 進を推進する

視点2

- ○交通安全教育指導員を中 心に小中学生の教育の充実 を図る
- ○幼児から高齢者に至るま で段階的な交通安全教育の 充実を図る

交通安全教育の充実 視点3

関係機関,交通ボラ ンティア等との連携 の充実

- ○関係機関等との連携の 強化を図る
- ○活動の支援策の充実を図 る

1. 道路交通環境の整備



- ①人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ●通学路における交通安全の確保 ⇒ 学校,警察,道路管理者等が連携して危険個所の改善を図る
 - ●歩行空間のユニハ・ナルデザイン化 ⇒ 高齢者や障がい者を含めた全ての人が安全で安心して利用できる 歩行空間の整備推進
- ②交通安全施設等整備事業の推進 ⇒ 道路交通実態に応じ、関係機関等が連携し、ハード・ソフトの両面 から必要な対策を推進する

2. 交通安全思想の普及徹底

- ①段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 小学生に対する交通安全教育⇒ 交通ルール指導, 自転車の乗り方, 自転車事故加害者の責任
 - ●中学生に対する交通安全教育 ⇒ 交通マナー, 自転車等の危険性の指導, 事故加害者の責任
 - ●高齢者に対する交通安全教育 ⇒ 参加·体験·実践型の教育, 反射材用品の活用普及
- ②効果的な交通安全教育の推進 ⇒ 交通安全教育指導員による交通安全教育活動の推進
- ③交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ●交通安全運動の推進⇒ 団体等が連携した組織的・継続的な展開
 - ●横断歩行者の安全確保 ⇒ 車両は歩行者優先,歩行者は横断歩道を渡る等の教育
 - ●自転車の安全利用の推進 ⇒ 笠間市自転車活用推進計画による安全教育等の取組み
 - ●シ-トベルト着用の徹底⇒ 全座席でのシ-トベルト着用の徹底
 - ●反射材用品の普及促進 ⇒ 歩行者(特に高齢者)への着用促進, 自転車側面への取り付け
 - 効果的な広報の実施⇒ 市報・インターネット等の活用、キャンペーン、戸別訪問
 - ●飲酒運転根絶の推進⇒ 事業所の取組み, ハンデルキーパー運動の普及啓発, 根絶キャンペーン
- ④交通ボランティア等の活動支援 ⇒ 資料の提供,リーダーの育成,活動活性化支援

3. 安全運転の確保等

- ①高齢運転者対策の充実 ⇒ 交通安全教室の充実,運転免許自主返納制度の支援と周知
- ②シ-トベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ⇒ 着用効果と着用方法を周知し, 着用の徹底化
- ③安全運転管理の推進 ⇒ 安全運転管理者等の資質·安全意識の向上, 車載機器の普及 促進·活用策の充実
- 4. 道路交通秩序の維持
- ⇒ 自転車無灯火・二人乗り・信号無視等違反行為をさせない環境づくり
- 5. 緊急・救助活動の充実 ⇒ 緊急・救助体制の強化, 応急手当の普及
- 6. 被害者支援の推進 ⇒ いばらき被害者支援センターと協力した支援体制
- 7.災害時の緊急措置 ⇒ 停電しても消えない信号機の普及を要望